介護老人福祉施設 翠明荘
〈 利用料金表 〉

令和8年8月1日より施行

要介護度		基本介護料【〈従来型個室〉及び〈多床室〉】			
			1割	2割	3割
①	要介護１	5,890円	589円	1,178円	1,767円
	要介護２	6,590円	659円	1,318円	1,977円
	要介護３	7,320円	732円	1,464円	2,196円
	要介護４	8,020円	802円	1,604円	2,406円
	要介護５	8,710円	871円	1,742円	2,613円
取得加算		加算料			
			1割	2割	3割
②日常生活継続支援加算		360円/日	36円	72円	108円
③看護体制加算（Ⅰ）		40円/日	4円	8円	12円
④夜勤職員配置加算（Ⅲ2）		160円/日	16円	32円	48円
⑤個別機能訓練加算		120円/日	12円	24円	36円
⑥科学的介護推進体制加算		400円/月	40円	80円	120円
⑦生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		100円/月	10円	20円	30円
⑧個別機能訓練加算（Ⅱ）		200円/月	20円	40円	60円
⑨介護職員等処遇改善加算(Ⅰロ)		①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥+⑦+⑧の17.6%			
個別加算		加算料			
			1割	2割	3割
①療養食加算		60円/食	6円	12円	18円
②初期加算		300円/日	30円	60円	90円
③安全対策体制加算		200円/回	20円	40円	60円
④入院外泊時費用		2,460円/日	246円	492円	738円
⑤	看取り介護加算（Ⅰ）　死亡日	12,800円/日	1,280円	2,560円	3,840円
	死亡日前日及び前々日	6,800円/日	680円	1,360円	2,040円
	死亡日以前４～３０日	1,440円/日	144円	288円	432円
	死亡日以前３１～４５日	720円/日	72円	144円	216円

※加算算定内容については裏面を参照してください

食費・居住費

利用者負担段階	食費	居住費	
		従来型個室	多床室
第１段階	300円／日	380円／日	0円／日
第２段階	390円／日	480円／日	430円／日
第３段階　①	680円／日	880円／日	
第３段階　②	1,420円／日	980円／日	530円／日
第４段階	1,578円／日	1,231円／日	1,095円／日

※おやつ代：100円／日（経管栄養の方は頂きません）

※家電持ち込み料：35円／日（TV、DVDプレーヤー、携帯電話、スマートフォンに限る）

【取得加算】

・看護体制加算（Ⅰ）

常勤の看護師（正看護師）を1名以上配置しておりますので、加算させていただきます。

・日常生活継続支援加算

介護職員のうち介護福祉士を入所者の数が６又はその端数を増すごとに１名以上配置しており、また、新規入所時認知症高齢者の自立度がⅢ以上の方の割合が６５%を上回っているため加算させていただきます。

・夜勤職員配置加算（Ⅲ２）

夜勤職員数が最低基準より１人以上上回っており、夜勤時間帯を通じて喀痰吸引の実施できる介護職員を配置しているため、加算させていただきます。

・科学的介護推進体制加算

厚労省が定める科学的介護情報システム（LIFE）へのデータ提出とフィードバック情報の活用により、介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進するため加算させていただきます。

・介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）

施設利用料金に、加算料（個別加算も含む）を加えた金額の１７．６％をいただきます。

・個別機能訓練加算

身体の状態を把握し、個別に目標、実施方法等を内容とする機能訓練計画を作成し、これに基づいて計画的に機能訓練を行いますので加算させていただきます。

・個別機能訓練加算（Ⅱ）

個別機能訓練加算の取り組みに加え、計画等の情報を科学的介護情報システム（LIFE）に提出し、フィードバック情報の活用によりサービスの質の管理を行うことで加算させて頂きます。

・生産性向上推進体制加算（Ⅱ）

介護サービス事業に おける生産性向上に資するガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行い、取組に関する実績データを厚生労働省に提出・報告する取り組みにより加算させていただきます。

【個別加算】

・療養食加算

主治医が入所者に対し疾患治療の手段として発行された食事箋に基づいた食事を提供する場合、個別で１食毎に加算させていただきます。

・看取り介護加算

医師より医学的に回復の見込みが無いと判断された利用者に対し、本人又はご家族の希望により、当荘で看取り介護を行った場合加算をいただきます。

・初期加算

入所日から起算して３０日以内の期間、または３０日を超える病院または診療所への入院後に施設に再び入所した場合については加算をいただきます。

・入院外泊時費用

入所期間中に入院又は自宅に外泊した取扱いについては、１月に６日を限度として、入院又は外泊の初日及び最終日を除き加算をいただきます。

・安全対策体制加算

外部の研修を受けた担当者を配置し施設内に安全対策部門を設置することで、組織的に安全対策を実施していることで入所時に１回加算をいただきます。